

資料 6—1

令和 8 年度地域公共交通確保維持事業補助金
（車両減価償却費補助）の 計画変更

表6 車両の取得計画の概要

都 道 府 県 (市 区 町 村)	バ ス 事 業 者 等 名	補 助 対 象 車 両 数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
兵庫県 (播磨町)	神姫バス株式会社	1	5

表7 車両の取得を行う事業者（車両減価償却費等国庫補助金）

事業者名	神姫バス株式会社
------	----------

1. 車両取得の概要

2年目以降(令和 8 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	前年度
北近畿 京阪神	1	土山駅～母里 上新田北口～土山駅 明石駅前～西明石駅～土山駅	第10・11・19号	第12・13・21号

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	償却限度額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ノとオのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 $\text{ク} \times \text{ヤ} \div 12 \text{ (月)} = \text{マ}$ (最終年度) $\text{ク} = \text{マ}$	計画額(千円)	* 残存価格(円) $\text{ラ} - \text{マ} = \text{フ}$
		前年度7(2年目のみタ)の額=ラ $(\text{定率法}) \text{ラ} \times 0.4 = \text{ム}$ $(\text{定額法}) \text{ラ} \times 0.2 = \text{ム}$	額(円) $\text{ム} + \text{ウ} = \text{ノ}$								
1	15,000,000	3,960,000	3,000,000	0	3,000,000	649,618	649,618	12	649,618 円	324.8	3,310,382
計	15,000,000	3,960,000	3,000,000	0	3,000,000	649,618	649,618		650 千円	324	3,310,382

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) ナの額以内=コ	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	エと2.5%のうち低い方の率(%) テ	補助対象経費 ア	計画額(千円) $\text{ア} \times 1/2 = \text{サ}$
			(自)	(至)				
							円	
							円	
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) $\text{マ} + \text{ア}$	計画額(千円) $\text{ケ} + \text{サ}$
650	324

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合							
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担	
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
北近畿 京阪神	1	43,000円	13%	281,000円	87%			800円	
合計		43,000円		281,000円				800円	

(1) 記載要領

- 1.申請の概要は、事業者ごと、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
 - 2.「確保維持費国庫補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
 - 3.「車両の種別」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両（標準仕様又はそれ以外の車両）、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
 - 4.「乗車定員」の欄には、座席数（運転席を含む）に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする（道路運送車両の保安基準第24条、第53条）。
 - 5.「車両の長さ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切捨て）まで記載すること。
 - 6.「実費購入予定費」の欄は、車両価格、附属品価格、改造費それぞれを確認できる資料を提出したうえで記載すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
 - 7.【車両購入金融費用】の「補助対象経費」の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。（補助上限：年2.5%）
 - 8.【車両購入金融費用】は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
 - 9.「計画額」の欄は、車両ごとに百円単位（0.1～0.9千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
 - 10.リース車両についても当該記載要領を準用し、リース契約書・見積書による他、車両等価格及び金融費用相当額が確認できる資料を提出したうえで記載すること。
 - 11.【普通償却限度額】のト欄は、平成24年4月1日以降に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4（定率法）の償却率を適用すること。
 - 12.普通償却限度額（ム欄）は、補助対象限度額（ナ欄）に保証率を乗じた償却額との比較により下回る場合、残存価格（ラ欄）に改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額（ム欄）とする。
- なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額（ム欄）は計算式によらずに前年度と同額とする。
- ※ 平成24年4月1日以後に取得した車両：保証率0.10800 改定償却率：0.500

(2) 添付書類

- 1.補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる証拠書類
- 2.標準仕様ノンステップバスを購入する場合には、認定書の写し
- 3.低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 4.移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあっては、その旨を記載した自認書類（2年目以降の車両にあっては、認定書の写し）
- 5.補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込（車両数、平均車令）
- 6.過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

別紙

令和8年度 バス対策(国庫協調補助路線維持)費補助事業(車両購入費補助)の内容(変更申請)

記

1 交付を受けようとする補助金の額

購入年度	車両数 A	補助対象経費 B
令和5年度	1 両	649 千円

負担者	補助率 C	補助金額 $A \times B \times C$	補助金額(予定) 令和9年度以降	補助金の額(予定) 合計(償却済含む)
国	1/2	324 千円	432 千円	6,276 千円
県+市町	1/2	322 千円	428 千円	6,255 千円
事業者(端数)		2 千円	4 千円	21 千円
補助合計		648 千円	864 千円	12,552 千円

2 各市町の負担額について

負担者	補助率 D	補助金額 国補助金額×D	補助金額(予定) 令和9年度以降	補助金の額(予定) 合計(償却済含む)
加古川市	2.9%	9 千円	12 千円	166 千円
稲美町	42.6%	138 千円	184 千円	2,459 千円
明石市	52.6%	170 千円	226 千円	3,531 千円
播磨町	1.7%	5 千円	6 千円	99 千円
市・町補助合計		322 千円	428 千円	6,255 千円
事業者負担(端数)		2 千円	4 千円	21 千円
		324 千円	432 千円	6,276 千円

※各市町補助金の額は、国補助金額の同額を各市町実車走行キロ比率により按分し算出

※申請金額には路線補助同様、兵庫県負担額を含む

【参考：当初申請】

**令和 8 年度地域公共交通確保維持事業補助金
（車両減価償却費補助）**

表6 車両の取得計画の概要

都 道 府 県 (市 区 町 村)	バ ス 事 業 者 等 名	補 助 対 象 車 両 数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
兵庫県 (播磨町)	神姫バス株式会社	1	16

表7 車両の取得を行う事業者（車両減価償却費等国庫補助金）

事業者名	神姫バス株式会社
------	----------

1. 車両取得の概要

2年目以降(令和 8 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
北近畿 京阪神	1	土山駅～母里 上新田北口～土山駅 明石駅前～西明石駅～土山駅	第10・11・19号	第12・13・22号

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額 (円) 初年度への額＝ナ	残存価額(円) 前年度フ(2年目のみ フ)の額＝ウ	普通償却限度額 (円) (定率法)フ×0.4＝ム (定額法)フ×0.2＝ム	特別償却額(円) ウ	償却限度額(円) ム＋ウ＝ノ	事業者償却額 (円) オ	ノとオのうち少 ない方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)＝マ (最終年度)ク＝マ	計画額(千円) マ×1/2＝ケ	* 残存価格 (円) ラ－マ＝フ
1	15,000,000	3,960,000	1,980,000	0	1,980,000	2,888,060	1,980,000	12	1,980,000 円	990.0	1,980,000
計	15,000,000	3,960,000	1,980,000	0	1,980,000	2,888,060	1,980,000		1,980 千円	990	1,980,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

--

申請番号	金融費用補助対 象額(円) ナの額以内＝コ	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	エと2.5%のうち 低い方の率(%) テ	補助対象経費 ア	計画額(千円) ア×1/2＝サ
			(自)	(至)				
							円	
							円	
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) マ＋ア	計画額(千円) ケ＋サ
1,980	990

【負担者とその負担割合】

補助ブ ロック 名	申請 番号	負担者とその負担割合							
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担	
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
北近畿 京阪神	1	132,000円	13%	858,000円	87%			円	
合計		132,000円		858,000円				円	

(1) 記載要領

- 1.申請の概要は、事業者ごと、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
- 2.「確保維持費国庫補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 3.「車両の種別」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両（標準仕様又はそれ以外の車両）、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
- 4.「乗車定員」の欄には、座席数（運転席を含む）に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする（道路運送車両の保安基準第24条、第53条）。
- 5.「車両の長さ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切捨て）まで記載すること。
- 6.「実費購入予定費」の欄は、車両価格、附属品価格、改造費それぞれを確認できる資料を提出したうえで記載すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- 7.【車両購入金融費用】の「補助対象経費」の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。（補助上限：年2.5%）
- 8.【車両購入金融費用】は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
- 9.「計画額」の欄は、車両ごとに百円単位（0.1～0.9千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 10.リース車両についても当該記載要領を準用し、リース契約書・見積書による他、車両等価格及び金融費用相当額が確認できる資料を提出したうえで記載すること。
- 11.【普通償却限度額】のト欄は、平成24年4月1日以降に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4（定率法）の償却率を適用すること。
- 12.普通償却限度額（ム欄）は、補助対象限度額（ナ欄）に保証率を乗じた償却額との比較により下回る場合、残存価格（ラ欄）に改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額（ム欄）とする。
なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額（ム欄）は計算式によらずに前年度と同額とする。
※ 平成24年4月1日以後に取得した車両：保証率0.10800 改定償却率：0.500

(2) 添付書類

- 1.補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる証拠書類
- 2.標準仕様ノンステップバスを購入する場合には、認定書の写し
- 3.低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 4.移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあっては、その旨を記載した自認書類（2年目以降の車両にあっては、認定書の写し）
- 5.補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込（車両数、平均車令）
- 6.過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

令和8年度 バス対策(国庫協調補助路線維持)費補助事業(車両購入費補助)の内容

記

1 交付を受けようとする補助金の額

購入年度	車両数 A	補助対象経費 B
令和5年度	1 両	1,980 千円

負担者	補助率 C	補助金額 $A \times B \times C$	補助金額(予定) 令和8年度以降	補助金の額(予定) 合計(償却済含む)
国	1/2	990 千円	990 千円	7,500 千円
県+市町	1/2	985 千円	985 千円	7,475 千円
事業者(端数)		5 千円	5 千円	25 千円
補助合計		1,980 千円	1,980 千円	15,000 千円

2 各市町の負担額について

負担者	補助率 D	補助金額 国補助金額×D	補助金額(予定) 令和8年度以降	補助金の額(予定) 合計(償却済含む)
加古川市	2.9%	28 千円	28 千円	203 千円
稲美町	42.6%	421 千円	421 千円	3,012 千円
明石市	52.6%	520 千円	520 千円	4,140 千円
播磨町	1.7%	16 千円	16 千円	120 千円
市・町補助合計		985 千円	985 千円	7,475 千円
事業者負担(端数)		5 千円	5 千円	25 千円
		990 千円	990 千円	7,500 千円

※各市町補助金の額は、国補助金額の同額を各市町実車走行キロ比率により按分し算出

※申請金額には路線補助同様、兵庫県負担額を含む